

事 務 連 絡
令和3年7月29日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

ワクチン接種の廃棄物の処理に関するチラシの周知について

今般、環境省において、ワクチン接種の廃棄物の適正な処理等を更に推進するため、現場の事故防止及び理解促進に係るチラシが作成され、厚生労働省へ周知依頼がありました。

各都道府県におかれましては、管内市町村及び特別区の予防接種担当部局へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本チラシは、環境省より都道府県政令市の産業廃棄物行政主管部局、産業廃棄物業界団体、医療関係団体へも周知されていることを申し添えます。

参考：

令和3年7月29日付け環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課事務連絡
「ワクチン接種の廃棄物の処理に関するチラシの周知について（事務連絡）」

事 務 連 絡
令和3年7月29日

厚生労働省健康局健康課予防接種室 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

ワクチン接種の廃棄物の処理に関するチラシの周知について（事務連絡）

廃棄物行政の推進につきましては、かねてより格別の御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴って排出される廃棄物（以下「ワクチン接種の廃棄物」という。）の処理については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理について（通知）」（令和3年4月2日付け環循適発第2104021号・環循規発第2104021号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）により留意事項等を整理して通知したところで

す。今般、ワクチン接種会場にて使用済みの注射針が、耐貫通性のある堅牢な廃棄物容器に梱包されなかったことによる針刺し事故が複数件報告されていること等を踏まえ、ワクチン接種の廃棄物の適正な処理等を更に推進するため、それらの現場の事故防止及び理解促進に資するチラシを別添のとおり作成しました。

貴室におかれましては、各都道府県のワクチンの接種を担当する部局を通じて、管内市町村及び特別区のワクチンの接種を担当する部局へ周知いただき、それらの現場で掲示される等によりこの内容が徹底されるようよろしくお願いいたします。

